

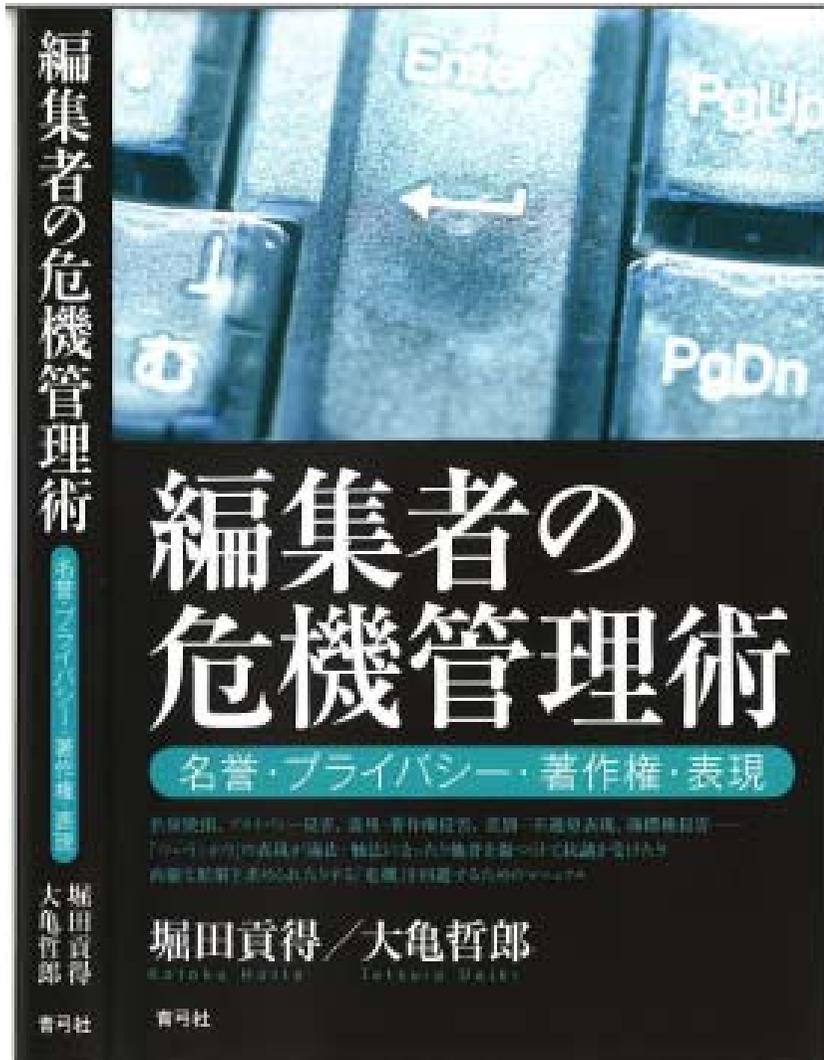
城西大学
—図書館主催講演会—

知っておこう 著作権

(事例から学ぶ著作権の基本)

大亀哲郎

2016. 6. 28



『編集者の危機管理術』青弓社
堀田貢得、大亀哲郎 共著



『写真著作権』太田出版
大亀哲郎他 共著

1. はじめに
2. 著作権侵害をすると、どうなる？
3. 著作権とは誰のものか？
4. 転載か？ 引用か？
その違いは大きい！
5. 肖像権を知る

1. はじめに

●社会の「**権利意識**」の高まり

●自分の身を守るためには、**著作権(他の権利)に無知なままで学業を続けることは危険**

心配無用の判断と確信⇒効率の良い研究者生活

自分で判断できることは自力で解決する

プロフェッショナルを目指せ！

社会人基礎力向上のススメ

2. 著作権侵害をすると、どうなる？

民事責任 ⇒ 権利者が**裁判所**に請求、民事事件

● 現在進行中の行為の停止 ⇒ ① 差止請求

● 事後回復 ⇒ ② 損害賠償請求

③ 不当利得返還請求

④ 名誉回復措置等の請求

刑事責任 ⇒ **捜査機関**に権利者（被害者）が告訴

著作権侵害の刑事罰

10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金

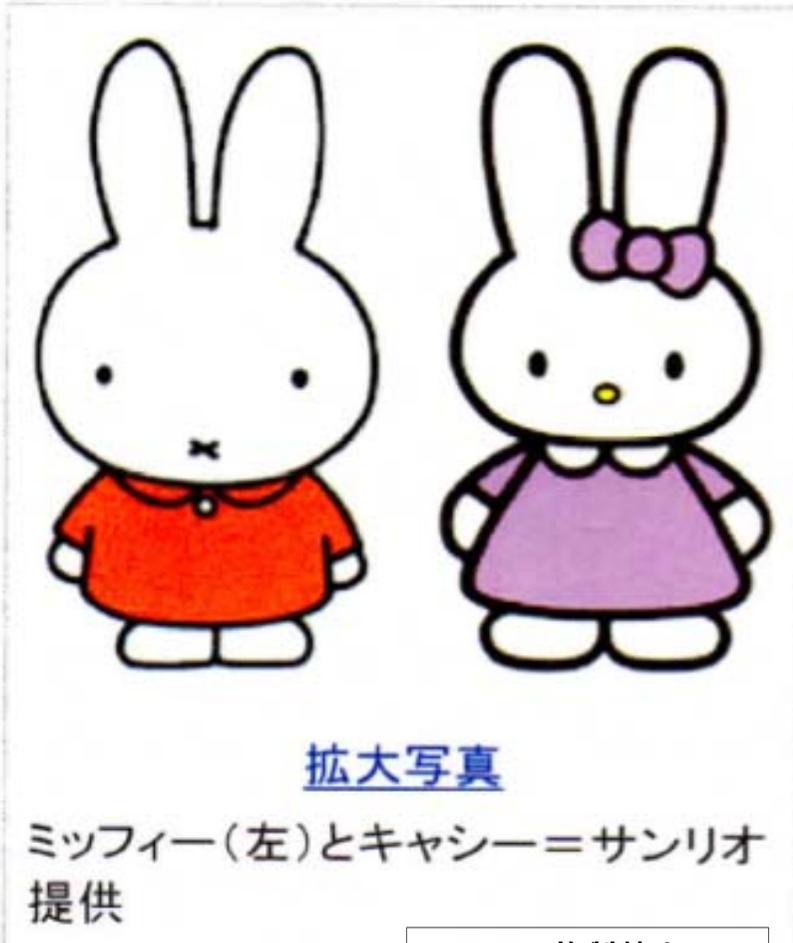
またはこれらの併科（著作権法・119条1項／以下「著」と略す）

（※侵害行為者が所属する企業・団体等法人の場合は**3億円以下の罰金** 著・124条1項）

- 2013. 1. 1施行 **著作権法改正＜違法ダウンロードの刑事罰化＞** 有償著作物等について、私的使用の目的で、著作権等を侵害する「自動公衆送信」（ネット上の通信）を受信して、デジタル方式の録音または録画を、著作権侵害になるという事実を知らずダウンロードすると、
⇒**2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金**
またはこれらの併科（著・119条3項）

著作権侵害紛争に国境はない

トラブル例



- ・2010年11月2日「オランダの裁判所はサンリオのうさぎキャラ“キャシー”は模倣と認定」
- ・“ミッフィー”生みの親、オランダの作家の訴え
- ・サンリオ社はオランダ、ベルギー、ルクセンブルグでの生産、販売、宣伝の即時停止。
- ・停止命令に応じない場合は、1日2万5千ユーロ(約280万円)の支払い命令。

- ・2011年6月、双方合意成立、**和解**
- ・サンリオと作家の著作権を管理するオランダ企業は、共同で東日本大震災の被災地に義援金15万ユーロ(約1750万円)を寄付
- ・お互いにキャラクターの著作権を尊重する。
- ・サンリオは著作権侵害を認めないが、“キャシー”を使った新製品は、今後販売しない。
- **著作権を認めると、ウサギの擬人化の独占を認めることになる恐れが生まれる。**

(2011. 6. 7 毎日新聞配信より)

京都地裁判決 懲役10月求刑

- 発売前の漫画『ONE PIECE』等をネット上で公開
- 埼玉県八潮市の会社員・男(70歳)に著作権法違反で**有罪判決 懲役10月、執行猶予3年**
(検察の求刑10月／弁護側は執行猶予付き判決を求めた 2016.3.1判決公判、京都地裁)
- 男は配送業を営み、発売前の漫画を入手できる立場にあった。中国人ら(3人、足立区他)に横流し。共謀して『少年ジャンプ』掲載漫画をスキャンして、PCのサーバーに保存
- 判決理由として「共犯者に依頼されて犯行に及んだ」と認定。
「漫画は翻訳され、インターネット上に無料で公開されており、著作権者の権利侵害は深刻」と指摘

「滋賀県・野洲市の情報紙」

- ネット上の有料イラストを市の情報紙に3点無断使用
(2014.7.15 京都新聞より)
- **損害賠償金**: 約29万5千円(使用料+調査費)
- 京都市中京区の貸出し会社「アートバンク」
- **「著作権に対する担当職員の認識が甘かった」**
- 市民活動支援センターが毎月発行する情報紙4, 5, 10月号で各1点(音符がクジラになった楽譜、紅葉狩りする家族、楽器を演奏する家族)各月約250部発行。市民団体配布、市役所窓口に設置、HP掲載

- 市担当職員は「無料、イラスト、テーマ」で**ネット上で検索**
- 表示されたイラストをコピーして使用
- 「有料なら、『サンプル加工』などの表示がある
と思い、それが無いので**無料と思った**。認識不足だった」
- 市は市議会全員協議会で経緯説明→報道
- 「**イラストの無断使用は多い。法の執行機関である行政は、より厳格に守っていただきたい**」
(アートバンク・来田淳社長)

サイト運営者の規約を確認する

著・63条1, 2項（著作物の利用の許諾）

著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

⇒法的には、他人の著作物を利用する際には、その該当する**著作権者の許諾**を得なければならない！

⇒他人の著作物を利用しようとするならば、当該著作物についてその**著作権の帰属先等に関する調査・確認**をする義務がある！

⇒フリーサイトと見えるところからの入手の場合、**識別情報や権利関係の表示が判別できない場合は、利用を差し控えることが、トラブル回避の道**

＜実例：NTT東日本公式HP＞

著作権保護対象物の取り扱いについて

NTT東日本公式ホームページで提供されるすべての情報やカンパニーロゴ、商標、映像や画像などの著作権は全てNTT東日本に帰属します。

これらの著作権保護対象物の取り扱い、及び利用に関しては以下の通りとします。

1) 個人的な利用に関しては、あくまでも第三者が閲覧可能な環境に流用されない、または営利的な目的で利用されないという前提において、表示、複製、印刷などは認められるものとしませんが、改変などは認められません。また、個人的な利用であっても著作権等に関するあらゆる表示を削除してはなりません。

2) また、1) 以外の目的による利用に関しては、NTT東日本の**正式な許可を取った後でのみ、再利用し、複製し、再配布**できます。

ただし、あくまでも利用者の誤解を受けるような使用方法はお断りいたします。

利用を希望される場合は、下記の「NTT東日本に関するご意見・ご要望はこちら」よりご連絡ください。

NTT東日本に関するご意見・ご要望

電話(お客さま相談センター)フリーダイヤル 0120-019000

受付時間 : 平日午前9時～午後5時まで 休業日 : 土日・祝日・年末年始※弊社販売代理店に関するご意見・ご要望につきましても、これまで通りお問い合わせください。

メール 専用入力フォームよりお送りください。 Webからのお問い合わせ新規ウィンドウで開く(以下略)

NTT東日本公式ホームページのご利用は、お客さまの責任において行われるものとします。また、当ホームページの記載内容は予告なく変更される場合がありますので、予めご承知おき下さい。当ホームページから取得された各種情報の利用によって生じたあらゆる損害に関して、NTT東日本は一切の責任を負いません。

■非商業利用の例(東京国立博物館)

- ・自宅での印刷、個人のパソコンのデスクトップ壁紙等、私的な利用
- ・学会誌等に掲載される学術論文の図版(発行後、1部を資料館画像利用納本窓口へ提出)
- ・教員が授業や事前学習のために自ら作成するプリント、スライド等。
また、生徒・学生が作成する公刊※されないレポート、卒業論文や修士・博士論文 (※公刊は、広く出版することを一般的には指す)
- ・地域サークルやNPO、慈善団体などによる、営利を目的としないイベントの告知やニュースレター
- ・個人その他非営利団体が運営する営利を目的としないWebサイト

■商業利用の例

- ・テレビ放送番組
- ・書籍・雑誌(自費出版や、企業活動で配布されるフリーペーパー等も含む)
- ・教科書、教材、学校案内
- ・報道を主目的とする場合を除く新聞記事(コラム等)
- ・広告、パンフレット、カタログ、会社案内、社内報等
- ・企業のWebサイトや企業がスポンサーとなっているWebサイト、その他もっぱら営利を目的とするWebサイト
- ・セミナーや製品紹介、社員教育のためのプレゼンテーションスライド
- ・展覧会でのミュージアムグッズ製作

大学とネット環境

- 学内で閉じた運用＝教育的な環境
- 構内LAN＝校内LAN
- ネット環境に乗り出せば、全てオープンな公道通行をしていると自覚せよ！
- 社会的なルールと無縁ではいけない！

五輪エンブレム問題



- リエージュ劇場は訴訟取り下げ。ロゴ制作者・ベルギーのデザイナーは訴訟取り下げ発表。 2016.1.27

使用中止の決定が必要だっただろうか？

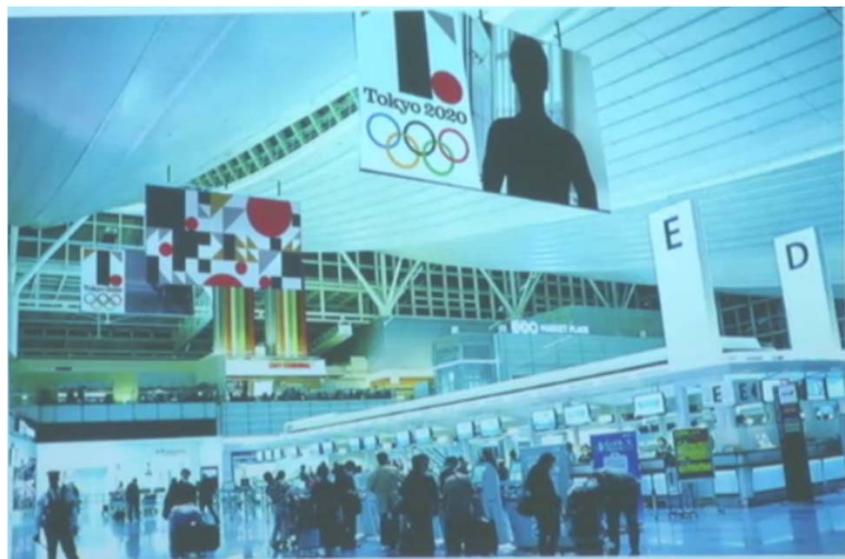
- デザインは著作物性を認める対象か？
- ネット上での疑惑拡大
- 画像検索技術の発達
- 商標調査の課題
- デザイナー、応募作品の審査委員会、JOC組織委員会

この図版は複製禁止

ブログ掲載の**写真の盗用**（旗の部分を修正）ではないかとの指摘

佐野氏プレゼン資料にはクレジット記載されていないと問題視。トリミングして削除の疑いが発生

元画像には、右下に小さく**Copyright@sleepwalkingintokyo**というクレジットが記載される



この図版は複製禁止



著作権侵害ってどんな行為？

●著作権侵害事件においては「**著作物性**」が問題になる

訴えた人(原告)の「著作物」(と主張するもの)と訴えられた人(被告)の表現行為を比べ、検討する

①**依拠性**(**実際に見て、参考にしたか？**)

②**同一性又は類似性**

※ 原告の表現物自体が著作物なのか？

※ 同一性・類似性の判断が必要なその共通部分は著作物か？

→共通する部分が、(アイデアではなく)表現か。

創作性があるか。

では、著作物とは何か？

- 著作物とは、思想または感情を**創作的に表現**したものであって、**文芸、学術、美術または音楽の範囲**に属するものをいう。(著作権法・第2条より)

※創作性が高度ではなくても可 (→幼児の作品でも著作物)

※作者の個性が発揮されているか？(→誰も真似できない)

オンリーワン

※表現されたものに、思想、感情が込められていることが条件。
「思想または感情」とは、人間の精神活動全般を指す。

著作権が認められないもの

『ドラえもん』⇒「未来からネコ型ロボットが来てポケットから便利な道具を出してくれる」設定は

● 単なるアイデア

⇒アイデアは、用いても著作権侵害ではない！

『吾輩は猫である』⇒擬人化表現、『吾輩は主婦である』などのパロディ

〇〇の5か条・鉄則 ☆☆☆の数での優劣評価(ミシュラン方式)

● 新聞記事、図表の事実、データ・数値には 著作権を認めない！

⇒さらに安全な利用

新聞記事を切り取ってそのままコピー利用しないで、
自分で記事文章を参考に、新たに文字入力する。

図表データを入力して、PCソフト機能で図表化。

キャラクター双方は、本を擬人化したという点は共通。
それ自体はアイデアで、著作権法では保護されない！



「タウンページ、イラスト事件」

東京地裁1999.12.21判決
東京高裁2000.5.30 判決

原告(左)は、『古本情報』という書籍に漫画を掲載していた。
被告(右)を1997年、著作権法違反だと告訴したが、不起訴処分。さらに、1999年3月発行の『ハローページ渋谷区版』表3のイラスト+吹き出し構成が類似しているとして、新たに違反が行われたと提訴。

裁判所は請求を却下。

「原告漫画のキャラクターと被告イラストのキャラクターは、本を擬人化したという点は共通しているが、それ自体はアイデアであって、著作権法で保護されるものではない」

「被告イラストは、原告漫画に類似しており、原告漫画に依拠して製作されたものである」と主張。

この図版は複製禁止

● 著作権を認めない ありふれた表現

計算問題⇒非著作物

短文、短いフレーズ⇒不正競争防止法の留意点

「**国境の長いトンネルを抜けると雪国であった**」
(著作物性無し／川端康成『雪国』)

<裁判の判例>

「**ボク安心 ママの膝より チャイルドシート**」
(著作物性有り)

「**ママの胸より チャイルドシート**」

(著作物性無し／全くの同一ではないから著作権侵害ではない)

3. 著作権とは誰のものか？

- 著作権とは、**利用を禁止できる**権利
- 著作者に、**経済的利益を得る**機会を保障するために認められた権利。(⇒**財産権**)
- **著作者**は、著作物を創作した者 ⇒著作者であり、著作権者
- 著作権は、著作物の創作とともに自動的に発生し、著作者に帰属する。(=**著作権者**)
- 著作権は譲渡できる ⇒著作権が移るので、著作者と著作権者は別の人
- **出願登録無用**(特許庁←特許、実用新案、意匠、商標)

著作権は枝分かれしている！

- **無断で「コピー」されない権利** → 書写、印刷（出版）
複写、写真撮影、録音・録画、CD化、PC・端末機器にダウンロード
- **無断で「公衆に伝達」されない権利**
 - 無断で「上演・演奏」されない
 - 無断で「上映」されない
 - 無断で「公衆送信」されない
 - 無断で「口述」※されない ※口述＝朗読等、口頭で伝達
 - 無断で「展示」されない
 - 無断で（映画を）「頒布」されない
 - 無断で（映画以外の著作物を）「譲渡」されない
 - 無断で「貸与」されない
- **無断で「二次的著作物を作成・利用」されない権利** 無断で「翻訳・編曲・翻案（変形、脚色、映画化他）」されない

著作権／著作者の権利

著作権(財産権)

複製権
上演権・演奏権
上映権
公衆送信権・送信可能化権
口述権
展示権
頒布権
譲渡権
貸与権
翻訳権・翻案権等
二次的著作物の利用に関する権利

著作者人格権

公表権
氏名表示権
同一性保持権

*
名誉・声望保持

著作物の種類 (著作権法・10条)

種類	内容の例示	備考
言語	小説、論文、脚本、詩歌、俳句、講演	漫画
音楽	楽曲、歌詞	楽譜
舞踊・無言劇	ダンス、バレエ、日本舞踊、舞踏、パントマイム	振付
美術	絵画、彫刻、書、イラスト、版画、美術工芸品	漫画
建築	建物、塔、橋・ダムなどの建造物、庭園	建築物の外観
図形	地図、学術的な図面、図表、模型	建築設計図面
映画	劇場用映画、テレビドラマ、ビデオ（動画）作品	TV番組・ゲーム
写真	写真、グラビアページ	絵画の複製写真
プログラム	コンピュータへの指令の組み合わせ表現（ソフト）	ソフトウェアの一部

著作者人格権とは？

- **公表権**＝無断で「公表」されない
- **氏名表示権**＝無断で「名前の表示」を変えられない
- **同一性保持権**＝無断で「改変」されない
 - × 部分使用、トリミング、色変え、変形

● 著作者の没後も、著作者が活着ているとしたならば
その意を害するような、著作者人格権の侵害に
当たる行為は禁止 (著作権法第60条)

● 著作者人格権は、譲渡できない

誰に？ 何の許可を求めているのか？

- 権利者は**どんな種類**の著作物の権利者か？
美術か？ 写真か？ 言語か？
- **どんな利用**をしようとしているのか？
複製か？ ネット利用(公衆送信)か？
翻訳・映像化(翻案)か？

著作権侵害になる行為とは？

- 他者の著作物を
 1. **そのまま使う**（＝盗用、コピー、複製権侵害）
 2. 少し手を加えたが、**何を手本にしたか**判る
（＝改変、変形、**翻案権・同一性保持権侵害**）
 3. 出典、著作者**名の非表示**（**氏名表示権侵害**）
 4. 違反作成物を売って、**不当な利益**を得る
（＝**著作権者の利益を不当に害する**）

4. 転載か？ 引用か？

その違いは大きい！

● ルールを守れば、著作権者に無許可で、
無償で、著作物を利用できる

■ 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。

(著作権法・第32条)

自由に利用（無許可・無償）できる表現物

- 「**著作者の権利の目的対象とはならない著作物**」(著・第13条)
 - ・憲法、その他の法令
 - ・行政機関の告示、訓令、通達
 - ・裁判所の判決、決定（以上、前述3点を下記公共機関が作成した翻訳物、編集物）
 - ・**国や地方公共団体の機関または独立行政法人が公表する
広報資料、調査統計資料、報告書に類する著作物**
（著・第32条2項／転載禁止表示があればダメ）
- 著作権保護期間が終了したもの**（著・第51～54条）
- 単なる事実、時事の表現物（雑報、報道）**（著・第10条2項／非著作物）
- 著作権法の規定で許されている範囲内の利用**
 - ・引用の要件（ルール）を守った利用（著・第32条）
 - ・**教育機関**における複製（著・第35条） 公衆送信、翻訳・翻案も授業の過程なら可。大学50名規模
 - ・**試験問題**としての複製、公衆送信（著・第36条） 試験または検定。翻訳可、営利（例：予備校）※
 - ・**教科用図書等**への掲載（著・第33条）小～高までの初等・中等教育まで。補償金支払い（※）
 - ・**公開の美術の著作物等**の利用（著・第46条）
- 「**著作物性が認められない表現→アイデア、デザイン、企画・構想**」(著・第2条－1－1)

本の奥付の表記に注目

Q&A 引用・転載の実務と著作権法（第3版）

2005年2月20日 第1版第1刷発行
 2007年12月20日 第1版第4刷発行
 2010年11月10日 第2版第1刷発行
 2014年2月25日 第3版第1刷発行

編著者 北村行夫
 雪丸真吾
 発行者 山本 薫 央
 発行者 (株)中央経済社
 〒101-0351 東京都千代田区神田神保町1-31-2
 電話 (3293)3371(編集)
 (3293)3381(営業)
<http://www.chuokeizai.co.jp/>
 振替口座 C0100 8 8432
 印刷/文唱堂印刷(株)
 製本/徳岡川製本所

©2014 Printed in Japan

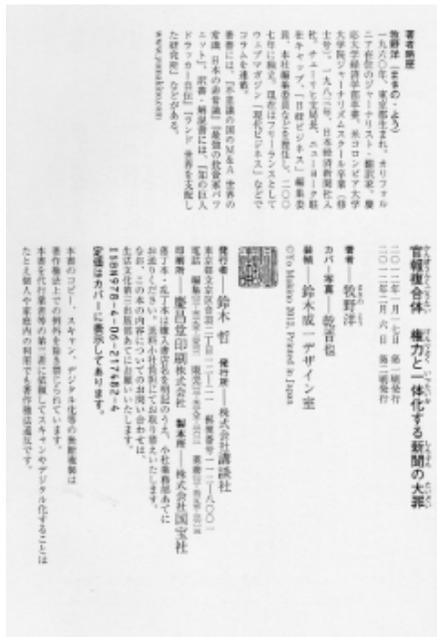
*頁の「欠落」や「順序違い」などがありましたらお取り寄りの
 しますので小社営業部までご連絡ください。(送料小社負担)
 ISBN978-4-502-07910-8 C3032

JCOPY（出版者著作権管理機構委託出版物）本書を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は事前に出版者著作権管理機構（JCOPY）の許諾を受けてください。

JCOPY（<http://www.jcopy.or.jp>） eメール：info@jcopy.or.jp 電話：03-3513-6963

- JCOPY＜出版者著作権管理機構委託出版物＞本書を無断で複写複製（コピー）することは、**著作権法上の例外を除き、禁じられています。**本書をコピーされる場合は事前に出版者著作権管理機構（JCOPY）の許諾を受けてください。

- 本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。**本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。**（講談社書籍奥付表記例）



著作権法第30条(私的使用のための複製)

① **個人的に又は家庭内**その他これに準ずる
限られた範囲内で使用することが目的の場合、

② 使用する者が複製することができる。

→①会社その他業務で使用することは×

これに準ずる限られた範囲内 = 家族のような個人的結合関係にある

少人数のグループ・友人(5人程度)

→②事業者(お店)に委託(料金を取り業としている)して複製(スキャン・デジタル複製)するのは、**使用する者自身が行っていない**ので×

<引用ルール 6原則>

1. **公表された著作物** 手紙、日記など未公表のものはダメ
2. **使用目的に必然性があるか？** 本文で表す自説の証明や補足などのためであり、そのつながりが必要不可欠、必要最小限であることが条件（←報道、批評、研究その他正当な範囲内）
3. **主と従の関係** あくまでも自分の文章等作成物が主であり、借りるほうが従であること
4. **明瞭に区分されているか？** 利用したい文章は、段を下げる、書体や大きさを変える、「」でくる...など、はっきりと区別をつける
5. **改変してはいけない** 原文に手を加えてはいけない。
勝手に 修正してはいけない
6. **出所明示** 引用した文章、絵画、写真など、そのすぐ傍に入れるのが最善。書誌名、著作者名、出版社名を書き添える

引用の実例

『ミセス』の時代 江刺昭子著 現代書館より

三 高級で、上品な、朝の雑誌

1章 六〇年代は「ミセス」色

『装苑』より上の年代の、戦時中、「乙女」であった人となると、三十代以上ということになる。平均寿命が今よりずっと短かったあの頃、三十代はもう中年だった。女は（男も）結婚するのがあたりまえだったから、三十を

未熟の美しさより洗練された美しさ！
一年草の可憐さより常磐木の揺ぎなき頼もしさ！
豊かな人生の風雪を経て
身も心も より光りかがやこうとする――
そんな年代の女性のために
国々の戦いの日に
ひそやかに乙女の夢をはぐくんできた――
そんな年代の女性のために
『ミセス』は あなたのために生まれた雑誌です



『ミセス』創刊号（1961年10月号）

文章

表紙・写真・明瞭五分

て、縦書きで「服飾雑誌『装苑』のお姉さん雑誌」。真ん中に大きく「新雑誌 ミセス」と刷り込み、その上にこんな文章がある。

満を持して創刊号が出た。一九六一年十月号（九月三十日発行、実際には八月二十日発売）。題字「ミセス」の左上に「装苑編集」という冠がある。「装苑」の知名度と信頼度が頼りというわけで、六四年一月号までこの状態が続く。六三年一月号からは、副題として「奥さまの雑誌」がつく。定価二〇〇円で、一二万部刷った。
表紙は、テレビで人気上昇中の俳優池内淳子いけうちじゅんこの横顔でしとやかな奥さま風。他の女性誌の多くは画家が女を描いているから、これも真新しい。目次の前に半ペラの紙が折り込みになってい

●ターゲットは三十代女性

三 高級で、上品な、朝の雑誌

刷会社の凸版印刷は、大型高速活版輪転機を板橋工場に増設してこれらの需要に対処したと「凸版印刷百年史」に記してある。

ちなみに、文化出版局のもう一つの看板雑誌『装苑』もAB判になった。文化出版局の主力印刷会社の凸版印刷は、大型高速活版輪転機を板橋工場に増設してこれらの需要に対処したと「凸版印刷百年史」に記してある。

『ミセス』の時代 江刺昭子著 現代書館より

論文の出所明示

1. 著作者の**姓名**
2. 著作の**表題**(及び副題)
3. **著書**・雑誌・論文集・ウェブサイト等の**表題**
4. **版**・**巻数**・**号数**
5. 刊行(発表)**年月**
6. 引用箇所が載っている**ページ数**

※書籍の場合は発行地、発行者(社)名

表示する場所

①**該当箇所**(直後、文節の後) → ②**章末** → ③**巻末**

海外著作物の引用

- 国内と同様に、公表されたものは適法引用できる
- 原文の引用、翻訳して引用どちらも可
- 出所明示はルールに従い、原語で！
- 翻訳書・雑誌からの引用も可だが、出所明示は、原書原著作者名と翻訳者名を併記

資料の著作物判断とリスペクト

●著作物性の存在の有無が判断困難と思うとき、著作権を心配するのと同時に、「他者の労作」として意識することが大切。それが「リスペクト」(⇒労作への敬意)

★著作物とは思えない事象を扱った表現は

そのまま(=改変せずに)使っても

⇒心配ならば、自分なりの工夫・改変を加えて、自分の労作にする

構わない

(=著作権侵害で訴えることができるような権利存在が見当たらない)

だが、..... ⇒(次画面へ)

(コピーして)自分が作成した
執筆・表現者のように装うのは
いかななものか？

●そこで、「引用」のルールを踏襲して出典先を
明示することで、**他者の労を認め、世にも紹介
するという配慮**(感謝の気持ち)をほどこす！

●ならば、大問題にはならないだろう！

事例から学ぶ「著作権法の制限規定」に関する解説

制限の種類(別紙制限規定一覧参照)※

- (1) 私的領域における教養、文化活動を円滑化するためのもの(30条、30条の2、3、38条等)
- (2) 学校教育、学習活動に資するもの(33条～36条等)
- (3) 言論へのアクセス等表現活動に関するもの(32条、37条、37条の2、39条～41条等)
- (4) 公益性の高い業務の円滑な遂行に資するもの(31条、42条～42条の4等)
- (5) 原作品、複製物の所有権その他の権利者との調整や社会一般の慣行的利用行為との調整(45条～47条の2等)
- (6) コンピューターやネットワークにおける情報処理や送信の技術的プロセス(30条の4、44条、47条の3～47条の9等)

<脚注記載事項>

※分類については、作花文雄「詳解著作権法」(ぎょうせい、第4版)306頁以下参照。

●近藤美智子弁護士 『著作権の制限規定について』(日本ユニ著作権センター・春季定例セミナー)講義資料より

図表の著作権

- 研究者の成果をまとめていれば著作物
- その数値、事実の**選択・配列・表現に創作性**があるか？
- 単なる事実、データを並べただけに過ぎない図表の場合は？
- 自然科学の世界の新発見があっても、自然界の事実は事実で、**著作権で守る対象ではない**。公知になれば誰でも使える

信州大著作権侵害訴訟判決

- 自著からリニアモーターの図・表が盗用されたと、信州大名誉教授が同学長の著書を訴えた
- 裁判所判断「学術的な図面や図表は著作権の対象になるが、原告の著書の内容は、リニアモーターの基本的な構造や性質を説明するもので、**創作性があるものとして著作権の保護の対象となることはない**」

(2013年2月15日 長野地裁 請求棄却)

- **薬学書事件**：書籍改訂版出版において、旧版執筆者の関与を排除。分担執筆した一人（原告）が、外された改訂版には旧版と類似ないし同一の記述があると訴えた。東京地裁は原告表記部分の**著作物性を認め、複製権、同一性保持権、氏名表示権侵害**とした。
（1990年6月13日 東京地裁 請求一部認容）
- **脳波数理解析論文事件**：過去に共同執筆した大学研修員（原告）と大学助教授（被告）の学術文献が、後に被告が発表した学術論文に命題の解明過程が共通するとして、共同著作物の複製権、氏名表示権を侵害すると原告は訴えた。京都地裁は**共同著作物ではあるが、対象論文とは表現形式も実質的内容も異なり、複製とは認められず、また引用が成立した部分もある**とした。
（1990年11月28日 京都地裁 請求棄却）

自分自身の論文の著作権留意点

- 一度ジャーナル(学術雑誌に論文掲載)に投稿され、査読後、受理されると、**著作権はジャーナル側に移行が原則。**
 - ⇒ **自分が論文を再利用したい場合は？**
 - ⇒ 論文投稿前に、「**著作権譲渡契約**」の表記に着目する
 - ⇒ 学会発表(非商業活動)は可能か？
 - ⇒ 論文の一部の再利用(**翻訳、他誌への再掲載、研究機関のレポジトリへの採録、学会発表、個人ブログ掲載等**)は可能か？
 - ⇒ **学位論文**に、そのまま手を加えず提出可能か？

SNS利用の留意点

- 個人レベルの発信から、発展する問題
- 違法サイトからのダウンロードは、禁止（私的使用の適用除外、刑事罰化）
- アップロードは、すべてを公開することになる
- 著作権だけではない、肖像権への配慮も必要

⇒ 軽井沢スキーバス事故（2016.1.15）

- ・死亡者の顔写真には、SNSに掲載されたものもあった
- ・亡くなったご本人の権利と遺族の権利

5. 肖像権を知る

①顔や姿をみだりに撮影されない権利

②撮影、作成された肖像写真などを、勝手に
利用・公表されない権利(プライバシー権)

→憲法13条「個人の尊重と公共の福祉」

生命、自由、幸福の追及は公共の福祉に反しない限り最大の尊重

③肖像を、営利目的で無断で利用する場合

→芸能人、スポーツ選手など、肖像が商品価値
(顧客吸引力)のあることに着目した権利
=「パブリシティ権」と呼ばれる。

●日本では、物にはパブリシティ権は認めない

「商品を返しに来なければ顔写真を公開する」

- 漫画・アニメグッズの中古販売・古物商「まんだらけ」が自社HPに掲載した警告。「鉄人28号」のブリキ製人形の万引き犯人対策

⇒脅迫罪、名誉棄損罪に当たる恐れ

⇒肖像権の侵害か？

(2014.8.9産経新聞)

「撮り鉄」の顔写真を4,000枚ばらまいた少年

- マナー破りに腹を立てた少年らが撮影、いたずら目的でビル10階から顔写真をばらまいた

⇒道路交通法違反(運転者の視界を遮り、交通妨害)

⇒肖像・プライバシー権の侵害(2014.9.24産経新聞)

ご清聴ありがとうございました

- 配布資料の画像を、コピー・スキャンをして。ネットへのアップロード、配信をあなた自身が行うことは、お止めください。